

(平成 24 年 11 月 30 日 中央環境審議会 意見具申)

環境基本法の改正を踏まえた放射性物質の適用除外規定に係る
環境法令の整備について
(意見具申)

1. 環境基本法の改正について

従来、放射性物質による環境の汚染の防止のための措置については、「環境基本法」第 13 条において、原子力基本法その他の関係法律で定めるところによるとされてきた。

しかし、昨年の東京電力福島第一原子力発電所事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質による環境汚染に対処するため、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(以下「特措法」という。)が制定された。こうした状況を踏まえ、今後、類似の問題に対応することを念頭におき、環境法体系の下で放射性物質による環境の汚染の防止のための措置を行うことができることを明確に位置づけるため、第 180 回国会において成立した「原子力規制委員会設置法」の附則により、環境基本法第 13 条の規定が削除された。

これにより、原子力規制委員会設置法による改正後の「環境基本法」(以下「改正環境基本法」という。)の下で個別環境法においても放射性物質による環境の汚染の対処に係る措置を講ずることができることが明確となったが、他方、一部の個別環境法においては、依然として放射性物質による環境の汚染の防止に係る措置を適用除外とする旨の規定(以下「適用除外規定」という。)が置かれていることから、今後、改正環境基本法とこれら個別環境法の整合性を図る観点から、個別環境法について、以下のように整理することが適当であると考えられる。

2. 個別環境法における整理の方向性

個別環境法の整理は、改正環境基本法の趣旨を、個別環境法に可能な限り反映し、放射性物質による環境汚染にどのように対処していくかという観点から、改正環境基本法で削除された適用除外規定を現在も有する個別環境法(別紙参照)について、原則、当該適用除外規定の削除を行うことを基本に、個別環境法ごとに法の施行状況、それぞれに關係する現行の法律との整合性等を十分に検討しその必要性や改正の時期について整理する必要があると考えられる。

(1) 適用除外規定の削除を検討することとするもの

適用除外規定を有する個別環境法のうち、例えば、以下に掲げる法律は改正環境基本法の趣旨等を踏まえて適用除外規定の削除を検討することが必要であると考えられる。

① 大気汚染防止法及び水質汚濁防止法

改正環境基本法の趣旨を踏まえ、適用除外規定の削除を検討する。なお、放射性物質が環境に放出される事態に備え、関係法令との関係を整理しつつ、モニタリングの在り方を検討していくことが必要であると考えられる。

② 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

改正環境基本法の趣旨を踏まえ、1972 年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（以下「ロンドン条約」という。）の国内担保措置の観点を踏まえつつ、環境保全に係る適用除外規定の削除を検討するとともに、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）及び「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（以下「放射線障害防止法」という。）との関係を整理しつつ、所要の規定整備を検討する。

③ 環境影響評価法

改正環境基本法の趣旨を踏まえ、昨年の東京電力福島第一原子力発電所事故によって放出された放射性物質によって汚染されたおそれのある地域における対象事業の実施が想定されることから、適用除外規定の削除を検討する。

(2) 現時点で適用除外規定の削除の適否を判断することは適當ではなく、他法令との関係など現行法の施行状況を見ながら別途検討するもの

特措法が昨年度から施行されたことにより、昨年の東京電力福島第一原子力発電所事故起因の汚染廃棄物の処理、除染等の措置が国や自治体等により行われているところ、例えば、以下に掲げる法律は、当該汚染廃棄物等の処理責任の整合性や他法令との関係等の観点から精査し、検討することが必要であると考えられる。

① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び廃棄物関連諸法（資源の有効な利用の促進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律等）

② 土壤汚染対策法

上記環境個別法については、特措法の附則において、施行後 3 年後の施行状況についての検討及び関係法律の見直しを含めた検討を規定していることも踏まえ、特措法施行状況についての検討時に併せて検討していくことが必要であると考えられる。

また、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」及び「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」については、人の健康を損なうおそれなどのある化学物質の環境中への排出を、その製造等の過程において未然に防止する措置に係るものであるが、両法に基づく措置の趣旨や、すでに原子炉等規制法等において放射性物質に係る取扱い基準や設備基準等に

よる規制がなされていることを踏まえ、今般の見直しにおいて適用除外規定を削除することはせず、他の法律との関係の整理等を踏まえ、判断を行うことが適當であると考えられる。

上記の整理の方向性及び改正環境基本法と個別環境法において整合性を図ることの重要性を踏まえれば、（1）については可能な限り早期に法的手当てがなされることが望ましい。

3. 今後の検討課題等

- これら上記の見直しを進めるに当たっては、放射性物質への対処については、現在、国を中心に特措法に基づいて東京電力福島第一原発事故起因の汚染廃棄物の処理、除染等の措置を実施しているところであり、放射性物質の排出者責任や一般環境中に放出された放射性物質により汚染された廃棄物等の処理責任の在り方などを踏まえて進めが必要であると考えられる。
- 特措法の施行によって得られた知見等も踏まえつつ、一般環境中の放射性物質の基準又は目安などの設定の考え方などについても、個別の検討を進めるべきであると考えられる。

(別紙) 放射性物質による環境の汚染の防止に係る措置を適用除外とする旨の規定を有している個別環境法

- ・大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号）
- ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）
- ・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成 4 年法律第 108 号）
- ・南極地域の環境の保護に関する法律（平成 9 年法律第 61 号）
- ・環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）
- ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）
- ・土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）

※ そのほか、廃棄物処理法に規定する廃棄物の定義を用いる法律として、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）、特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）がある。